裁　　決　　書

○○○○○○○○

審査請求人　○○○○

処　分　庁　吉川市長　中原恵人

審査請求人が令和６年１０月２３日に提起した処分庁による公文書非公開決定処分（令和６年１０月１６日付け政第○○○号）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主　　文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

１　令和６年１０月３日付けで、審査請求人は処分庁に対し、吉川市情報公開条例（平成１２年吉川市条例第１６号。以下「条例」という。）第６条第１項の規定に基づき、「令和５年度の保育幼稚園課島村課長・岡庭係長、総務部長、庶務課互井課長、庶務課松本課長補佐、政策室宮田副主幹、政策室小番主査、政策室三宅課長補佐　以上８名の宣誓書」（以下「本件対象文書」という。）について公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

２　令和６年１０月１６日、処分庁は審査請求人に対し、本件対象文書は、宣誓書に職員が記載した日付及び氏名等は条例第７条第２号に該当し、その他の部分は職員の服務の宣誓に関する条例（昭和３０年吉川町条例第９号。以下「宣誓条例」という。）で規

定されているものであり有意な情報が記録されていないため条例第８条第１項ただし書に該当するとして、非公開とする処分（以下「本件処分」という。）を行った。

３　令和６年１０月２３日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

審理関係人の主張の要旨

１　審査請求人の主張

審査請求書等における審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 宣誓書は「個人に関する情報」等という範疇で評価するものではない。この宣誓は主権者（住民）に対して行われるものであり、開示しないのは不合理である。

(2) 宣誓書は、所定の様式に氏名と宣誓日を記入するものである。これを個人情報として保護する必要はどこにあるのか。

(3) 署名、押印された宣誓書は地方公務員であることの正当性の根本であり、個人情報保護の対象ではない。

(4) 様式化された文書に署名した文書について、業務内容云々というのはお門違いであり、市の隠ぺい体質を如実に表しているのではないか。

(5) 上記の理由により、知る権利を侵害しており、本件処分の取消しを求める。

２　処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 職員の服務の宣誓については、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３１条に規定され、それを受けて制定した宣誓条例で定められた様式により、「服務の宣誓をした年月日」及び「宣誓を行った者の氏名」を記載し、押印の上市長へ提出することとなっている。

(2) 条例第７条第２号では、個人に関する情報を非公開情報として定めている。また、条例第７条第２号ただし書では非公開情報から除外する情報を定めており、同号ウでは「職員の職務の遂行に係る情報」を非公開情報から除外する情報として定めている。この「職員の職務の遂行に係る情報」とは、吉川市情報公開条例逐条解説（第４版）によれば、公務員がその組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録された情報である。本件対象文書は、地方公務員として服務義務を自

覚させるための身分に関する情報であるため、服務の宣誓をした年月日及び宣誓を行った者の氏名・印影は、条例第７条第２号に該当する非公開情報である。

(3) 条例第８条第１項では、非公開情報を容易に区分して除くことができるときは、その非公開情報を除いた部分を公開しなければならないと規定している。一方で同項ただし書では、「当該非公開情報に係る部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない」と規定している。非公開とした服務の宣誓をした年月日及び宣誓を行った者の氏名・印影を除く部分については、すでに公表している情報であり、この部分だけを公開することは本件公開請求の趣旨を満たすものではない。このことから、条例第８条第１項ただし書に該当するため、一部公開を行うことは要しない。

(4) したがって、本件処分をしたことに何ら違法又は不当な点はない。

理　　由

１　宣誓書について

宣誓条例第２条では、署名等をした当時「新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない」と規定されていた（現在は改正されている。）。また、宣誓書の様式にあっては、題名として「宣誓書」とあり、改行して「私は、ここに、主権が国民にあることを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。」とある。さらに改行した部分には、職員が宣誓をした日付、氏名の自署・押印欄（現在は自署欄のみに改正されている。）が設けられている。

２　条例第７条第２号該当性について

(1) 条例第７条第２号は「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められるも

の」と規定し、個人に関する情報の非公開情報としての要件を定めている。また、条例第７条第２号ただし書においては、当該個人が公務員である場合において、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員の個人の権利利益を害することがないと認められるもの（以下「職員の職務の遂行に係る情報」という。）や法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報等については、非公開情報から除外している。

(2) 本件対象文書のうち、職員が宣誓した日付、氏名を自署・押印をした部分（以下「自署部分」という。）は、当該職員の個人情報であることは明らかである。また、職員の職務の遂行に係る情報とは、職員が組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録された情報をいうところ、宣誓書の作成自体は、組織上の地位に基づく所掌事務と解することはできない。なお、審査請求人は、宣誓は主権者（住民）に対して行われるものであり非公開は不合理である旨主張するが、宣誓条例の内容から住民に対して公表することまでが予定されていると解することもできない。

(3) したがって、本件対象文書のうち自署部分には、条例第７条第２号に該当する非公開事由があると認められる。

３　様式部分について

(1) 条例第８条第１項本文は、非公開情報が容易に区分して除くことができる場合には、部分公開ができる旨を規定し、そのただし書において、「当該非公開情報に係る部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない」と規定している。このただし書の趣旨は、非公開情報に係る部分を除いた部分に記載されている内容が公表情報だけとなる場合等は、部分公開をせず非公開の決定をすることができるというものである。

(2) 宣誓書の様式は、いずれも宣誓条例に定められた様式となっている。そして、その様式は、市のホームページ等で公表され何人も閲覧することができる。そのため、たとえ宣誓書のうち自署部分以外の部分（以下「様式部分」という。）を公開したとしても、公表情報のみとなるものである。

(3) したがって、本件対象文書のうち様式部分について、条例第８条第１項ただし書を適用したことに違法又は不当な点はない。

４　本件処分について

以上のことから、本件対象文書につき、自署部分に関し条例第７条第２号に該当する非公開事由があり、様式部分に関し条例第８条第１項ただし書を適用して非公開とした本件処分については、妥当である。

なお、本件処分については、吉川市情報公開・個人情報保護審査会においても、妥当であると判断されている。

５　結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第４５条第２項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和７年３月７日

審査庁　吉川市長　中原恵人　印

（教示）

１　この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、吉川市を被告として（訴訟において吉川市を代表する者は吉川市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、吉川市を被告として（訴訟において吉川市を代表する者は吉川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

２　ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。